

## 「既存狭小住宅の建替え」の 許可申請時における必要図書

備考:風致地区内行為における新築行為の必要図書一覧表に掲げる図書に加えて、下記の図書が必要になります。  
添付する図面については、併用出来るものは併用を認めます。

行為の種別	説明書の種類	図面の種類	図面の縮尺等	明示事項及び表示方法
「既存狭小住宅の建替え」	現況既存狭小住宅の「建築物説明書」様式第2号その1	現況配置図	600分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地内における建築物等の位置、用途及び敷地の境界線からの外壁後退距離
		現況各階平面図	200分の1以上	縮尺、方位、間取、各室の用途、ひさし及びベランダの寸法、並びに建築面積及び延べ床面積の計算書
		現況立面図(2面以上)	200分の1以上	縮尺、建築物の最高の高さ、屋根及び外壁の着色及び仕上げの仕様、設計地盤面並びに平均地盤面
		現況写真	カラー写真	周囲の状況の写真含む
		建替え前の建築物の登記簿謄本等		昭和45年6月14日以前に新築された建築物であることを証する書類
		建築物の敷地の登記簿謄本等		敷地の面積が100平方メートル以下であることを証する書類
		住民票等		建替え前の建築物に従前から居住していることを証する書類
誓約書		建替え後の建築物に引き続き居住することを誓約する書類		

(適用を受ける場合は、事前に協議願います。)